

連合会規約

令和3年8月

全中北労働組合連合会

目 次

規 約

第1章 総 則	1
第2章 目的と事業	1
第3章 加盟・脱退	1
第4章 権利・義務	2
第5章 機 関	2
第6章 役 員	5
第7章 会 計	6
第8章 解 散	6
第9章 附 則	6

規 程

選 挙 規 程	7
議 事 規 程	10
事 務 規 程	12
慶 弔 規 程	13
福祉一斉積立規程	14
共済制度規程	16

規 約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この組織は全中北労働組合連合会と称す。(以下連合会と称す)

第 2 条 (所在地)

この連合会の本部事務所を次の場所に置く。

名古屋市中区丸の内3丁目4番24号

中北薬品株式会社内

第 3 条 (組織の範囲)

この連合会は、連合会の規約に賛同する中北薬品株式会社及び関連会社の従業員が組織する単位労働組合をもって組織する。

第 4 条 (法人格)

連合会は法人とする。

第 5 条 (上部団体)

この連合会はU Aゼンセンと武田友好関係労働組合全国連合会に加盟する。

第 2 章 目的と事業

第 6 条 (目 的)

この連合会は加盟組合及びその組合員の友愛、信義及び団結力をもって、労働条件の維持向上、共同福祉の増進並びに社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第 7 条 (事 業)

前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 組合員の教育、指導、育成を図ること
2. 組合員の福祉、厚生並びに共済に関すること
3. 同一目的を有する他団体との協力、提携に関すること
4. 中北薬品株式会社及びその関連会社との協力、協議に関すること
5. その他目的達成に必要なこと

第 3 章 加盟・脱退

第 8 条 (連合会加盟)

新たに連合会に加盟しようとする組合は、会長宛に申請し幹事会にて協議のうえ加盟の可否を決定する。

加盟組合の資格は、分担金の第1回分を納入したときをもって発生する。

第 9 条 (脱 退)

連合会を脱退しようとする加盟組合は、当該組合の正規機関の議を経て会長へ届け出る。

前項の規定により脱退届が提出されたときは、幹事会は脱退の手続きと、その事由及び債務の履行について審査し脱退の可否を決定する。

第 10 条 (加盟の取り消し)

会長は、加盟組合が次の各号の一に該当した場合、加盟を取り消す。

1. 前条に規定する手続きを経て脱退が承認されたとき
2. 加盟組合が解散し、幹事会がこれを承認したとき

第 4 章 権利・義務

第 11 条 (権利の保障)

加盟組合及びその組合員は、次の権利が保障される。

1. 何人も、いかなる場合においても国籍、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員たる資格を奪われることはない
2. 加盟組合は、この規約に従うほかは連合会によって自主権を侵されない
3. 加盟組合は、正当な手続きを経ずに除名または制裁されることはない
4. 加盟組合及びその組合員は、この規約のもとに平等に扱われ、連合会への加盟から生ずる利益を公平に受ける

第 12 条 (加盟組合の義務)

加盟組合は次の義務を負う。

1. 連合会の規約、決議に従い連合会の発展に協力すること
2. 分担金を納入すること

第 13 条 (資格の喪失)

加盟組合が第 10 条によって加盟の取り消しを受けた場合は、その日から一切の権利を喪失する。

但し、連合会に対する債務については加盟の取り消しをした日以降においても、その履行の義務が残る。

第 5 章 機 関

第 14 条 (機 関)

この連合会の機関は次の通りとする。

1. 総会
2. 幹事会

第 15 条 (議事の運営)

議事の運営については別に定める議事規程による。

第 一 節 総 会

第 16 条（総会の構成と招集）

総会はこの連合会の最高の決議機関であつて、役員と総会代議員とで構成し、会長がこれを招集する。

総会を招集する場合は、加盟組合を通じ組合員に対し開催日の 1 週間前までに、通告しなければならない。

但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第 17 条（総会の運営）

1. 総会は年 1 回、6 月又は 7 月に開催する

2. 次の各号の一に該当する事由が発生した時は、臨時総会を開催しなければならない

① 会長が必要と認めたとき

② 幹事の 2 分の 1 以上の要求があつたとき

第 18 条（成立の要件）

総会はその総会代議員の 3 分の 2 以上の出席（委任を含む）で成立する。

やむを得ず総会に出席できない場合は総会議長に決議権を委任することができる。

第 19 条（総会の付議事項）

総会に付議する事項は次の通りとする。

1. 規約並びに準則諸規程の決定及び改廃

2. 連合会の活動方針の決定

3. 活動報告並びに会計報告

4. 連合会予算の決定

5. 上部団体への加盟及び脱退の決定

6. 連合会資産の処分

7. 共済制度に関する事項

8. 福祉一斉積立制度に関する事項

9. 連合会の解散

10. 役員の選出

11. その他特に重要な事項

第 20 条（総会の決議）

総会の決議は出席総会代議員の過半数で決議し、可否同数の場合は議長が決する。

第 21 条（総会の議長）

総会には議長 1 名をおく。

議長は総会において総会代議員中より選出する。

第22条（総会代議員の選出基準と任期）

総会代議員の任期は総会から翌年の総会までとし、下記の基準により加盟組合において直接無記名投票で選出するが、詳細については別に定める選挙規程による。

・選出基準

加盟組合員数	代議員数
500人未満	6人
500人以上1000人未満	12人
1000人以上	18人

第23条（総会代議員の権利）

総会代議員は総会に出席し議案の審議、決議をする。

総会代議員は各個に決議権をもつ。

第24条（総会の提出議案）

総会代議員が総会に議案を提出するときは、総会開催日の10日前までに文書をもって幹事会に提出しなければならない。

第 二 節 幹 事 会

第25条（幹事会の構成と招集）

幹事会は総会に次ぐ決議機関であって、会長・副会長・事務局長・幹事で構成し、会長がこれを招集する。

幹事会を招集する場合は、加盟組合を通じ幹事に対し幹事会開催7日前までに議案を付して通告しなければならない。

但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第26条（幹事会の運営）

幹事会は会長が必要と認めたとき、幹事の2分の1以上の要求があったとき、これを開催しなければならない。

第27条（成立の要件）

幹事会は幹事の2分の1以上の出席（委任を含む）で成立する。

やむを得ず幹事会に出席できない場合は会長に決議権を委任することができる。

第28条（幹事会の付議事項）

幹事会の付議事項は規約第19条（総会の付議事項）を準用する。

第29条（幹事会の決議）

幹事会の決議は出席幹事の過半数で決議し、可否同数の場合は議長が決する。

第30条（幹事会の議長）

幹事会の議長は会長が務める。

第31条（幹事の任期）

幹事の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

第 6 章 役 員

第 3 2 条（連帯責任）

役員は連合会の業務執行について連帯責任を有し、連合会に対してその責任を負う。

第 3 3 条（役 員）

この連合会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1 名 |
| 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 会計監査 | 2 名 |

会長の委嘱により役員のほかに顧問・特別顧問を置くことができる。

第 3 4 条（役員の任務）

1. 会長は連合会の代表者ですべての業務を統括し、諸会議を招集し、かつ幹事会の議長となる
2. 副会長は会長を補佐し、会長から指示のあるとき又は会長が任務遂行不可能な場合は会長業務を代行する
3. 事務局長は会長、副会長を補佐して連合会の日常業務を担当し、連合会の重要書類および印章を保管する
4. 幹事は会長・副会長・事務局長を補佐し、業務の分担遂行を図る
5. 会計監査は連合会の会計と財産管理を監査し、総会に対しその経過を報告しなければならない

第 3 5 条（任期及び補充）

役員の任期は総会から翌年の総会までとする。但し、再選を妨げない。

欠員を生じた場合は速やかに補充する。

第 3 6 条（役員の解任と辞任）

役員が次の各号の一に該当する場合のほかは、任期中に辞任することができず、また解任されない。

1. 加盟組合の組合員でなくなったとき
2. 権利停止の制裁を受け総会において解任されたとき
3. 傷病その他やむを得ない理由により、任務を遂行することができないことを本人が申し出て、これを幹事会が承認したとき
4. 代議員総数の 3 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から役員解任のため総会招集の要求があり、その総会において直接無記名投票による 3 分の 2 以上の多数が解任を決議したとき

第 3 7 条（業務の引継）

役員は任期満了または辞任した後も、後任者が決定し業務の引継を完了するまでは、その業務を遂行する責任がある。

第 3 8 条（役員の選出）

役員の選出は総会において、総会代議員の直接無記名投票により行なうが、詳細については別に定める選挙規程による。

第 7 章 会 計

第 39 条 (財 源)

この連合会の経費は加盟組合からの分担金、寄付金その他の収入による。

但し、寄付金の受理に関しては幹事会の承認を得なければならない。

第 40 条 (分担金)

1. この連合会への分担金は、連合会総会の直近の幹事会において協議の上決定し、加盟組合の大会にて承認を得る
2. 一旦納入された連合会分担金は返戻しない

第 41 条 (会計年度)

この連合会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 42 条 (会計報告)

この連合会のすべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員に委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であることの証明書と共に毎年総会にて、会計監査が公表しなければならない。

第 8 章 解 散

第 43 条 (解 散)

この連合会を解散するときは総会の決議による。

前項の決議は総会代議員総数の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

第 9 章 附 則

第 44 条 (規約改正)

この規約は、総会において総会代議員の直接無記名投票により、その過半数の賛成がなければ改正することができない。

第 45 条 (同盟罷業の開始)

同盟罷業の開始は総会代議員の直接無記名投票により過半数の賛成によりおこなう。

第 46 条 (施 行)

この規約は平成 13 年 6 月 2 日より施行する。

平成 15 年 6 月 7 日一部改定

平成 17 年 6 月 11 日一部改定

平成 19 年 6 月 3 日一部改定

平成 22 年 6 月 12 日一部改定

令和 2 年 7 月 4 日一部改定

選 挙 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程は連合会規約第22条・第38条に基づき連合会の役員・幹部の選挙について定める。

第 2 条 (基本理念)

選挙は組合員の良識に基づいて公正明朗に実施しなければならない。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条 (選挙管理委員会の選出)

会長は選挙の円滑な運営をはかるため幹事会の議を経て選挙管理委員会を設置する。

第 4 条 (構 成)

選挙管理委員会

選挙管理委員会は幹事中より2名をもって構成し、選挙管理委員長は互選によってこれを定める。

第 5 条 (選挙管理委員会の業務)

選挙管理委員会は次の業務を行なう。

1. 選挙の公示
2. 選挙人名簿の作成
3. 立候補者・推薦候補者届出受理、締切日時 of 公示
4. 候補者に関する公示
5. 選挙運動の管理に関する事項
6. 投票結果の確認と発表
7. その他選挙の管理に必要な一切のこと

第 3 章 代議員の選挙

第 6 条 (代議員の選挙と補充選挙)

代議員の選挙は、加盟組合内にて直接無記名投票によって行なう。

死亡・辞任・退職・転勤などの理由により代議員に欠員を生じたときは、その日から2週間以内にその加盟組合内において補充選挙を行なうものとする。

第 7 条 (代議員の選出基準)

代議員の選出基準は別に定める基準による。

第 8 条 (立候補の種類)

代議員の立候補は組合員自ら立候補する場合と他の組合員3名の推薦により本人が承諾して立候補する場合の二種類とする。

第 9 条（立候補の届出）

立候補者は選挙管理委員会の発行する所定用紙に必要事項を記入捺印の上、締切期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 10 条（代議員の投票）

代議員選出の投票は、各加盟組合内において直接無記名投票による。

第 4 章 役員の選挙

第 11 条（役員の選出）

役員は各加盟組合内においての直接無記名投票により選出された代議員の直接無記名投票により選出する。

但し、死亡・辞任・罷免・転勤などの理由により役員に欠員を生じたときは、選挙管理委員会の定める期日までに補充選挙を行なうものとする。

第 12 条（選挙管理委員会）

先に定めた選挙管理委員会が、第 5 条の業務を行なう。

第 13 条（立候補の種類等）

立候補の種類並びに届出の手続きは代議員の場合の定めに準ずる。

但し、推薦立候補の場合は組合員 5 名以上の推薦を要するものとする。

第 14 条（立候補の制限）

役員の立候補はこれを重複して行なうことはできない。

第 15 条（選挙の順序）

役員は次の順序により選出する。

但し、選挙管理委員会が適当と認めた場合は選挙を併合して行なうことができる。

①会長 ②副会長 ③事務局長 ④幹事 ⑤会計監査

第 16 条（役員の投票）

1. 会長・副会長選出の投票は単記制により、事務局長、幹事、会計監査の投票は完全連記制による。但し、選挙管理委員会が適当と認めた場合、単記制で行なうこともできる。
2. 顧問・特別顧問は、幹事会の議を経て会長が任命し総会にて報告する。

第 5 章 投票・開票

第 17 条（投票日時）

投票は選挙管理委員会の公示した場所および時間内に行なう。

但し、役員の選出に際し、当日投票できない者はそれ以前の日に不在投票を行なうことができる。

第 18 条（投票用紙）

各種投票用紙は選挙管理委員会の発行したものでなければならない。

第 19 条（開 票）

1. 開票は選挙管理委員会が投票完了を認めた後でなければ行なうことができない。
2. 開票は公開とし選挙管理委員会がこれを行なう。

第20条（判定）

投票における有効および無効の判定は選挙管理委員会が行なう。

第21条（無効の基準）

次の各号の一に該当する投票はすべて無効とする。

1. 所定の投票用紙を用いないもの
2. 必要以外のことを記入したもの
3. 記入の確認ができないもの
4. 規程の員数を超え、または不足しているもの

第22条（当選の決定）

当選は得票数の多い者から順次決定する。但し、得票数が同数のため当選者を決定出来ない時は決戦投票を行なう。

第23条（信任投票）

立候補者数が定員と同数である場合は、この立候補者を無競争当選と認め直接無記名投票による信任投票を行なう。

第24条（異議の申立）

組合員は選挙並びに当選の効力に関して異議のあるときは、選挙管理委員会にこれを申し立てることができる。異議申し立てにつき選挙管理委員会がその選挙ならびに当選の全部または一部を無効と決定したときは、総会の承認を経て全部又は一部につき再選挙を行なう。

第 6 章 附 則

第25条（改正）

この規程は代議員の直接無記名投票による過半数の決議がなければ改正できない。

第26条（施行）

この規程は平成14年6月2日から施行する。

平成15年6月 7日一部改定

平成17年6月11日一部改定

議 事 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程は連合会規約第 15 条に基づき諸会議の正常円滑な諸事運営をはかるため定める。

第 2 条 (定めのない場合)

この規程に定めのない事項で必要なことはその都度会議で定めることができる。

但し、その効力はその会議のみとする。

第 2 章 総 会

第 3 条 (総会の開催)

連合会規約第 16 条に従い総会を開催する場合は、開催日時、場所及び総会議案を 5 日前までに公示しなければならない。

但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第 4 条 (出席の通知)

総会に出席しようとする代議員は受付に出席の代議員証を通知しなければならない。

第 5 条 (委任の手続き)

総会に出席できない者は総会議長に委任することができる。

但し、総会開催前日までに事務局長宛に委任状を提出しなければならない。

第 6 条 (資格審査委員会)

1. 総会が成立しているか否かを審査するために資格審査委員会を設ける。

2. 資格審査委員会は幹事会が推薦した若干名の代議員をもって構成し、互選によって委員長を選出する。

第 7 条 (資格審査委員長と権限)

1. 資格審査委員長は委員会を代表し、総会構成員の出席・委任を集計し総会に報告する。

2. 総会は資格審査委員長の総会成立の報告がなければ議事に入ることができない。

第 8 条 (司 会)

総会議長が選出されるまで、司会は事務局長が行なう。

第 9 条 (議長の選出)

総会議長は会長が代議員中より推薦し、総会の承認を経て決定する。

第 10 条 (議長の責任と権限)

議長は総会を代表し、総会の運営と進行に責任を持ち、議事の運営並びに進行を防げる者がある時は総会にはかり、退場を命ずることができる。

第 11 条 (総会書記)

議長は議事を記録するため総会の承認を経て総会書記若干名を任命する。

第 12 条 (発 言)

総会で発言しようとするときはすべて議長に通告し、その指名をうけなければならない。

第13条（採 決）

1. 総会議案の採決は連合会規約に特別の定めがないかぎり多数決によるが、可否同数のときは議長がこれを決する。
2. 採決は特に定められたもの以外は挙手、起立又はその他の方法でとることができる。

第 3 章 幹 事 会

第14条（幹事会の招集）

幹事会の招集は会長が行い、開催日時・場所・議案とともにその2日前までに公示しなければならない。
但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第15条（議長の選出）

連合会規約第30条に準ずる。

第16条（委 任）

1. 幹事会に出席できないものは議長に委任することができる。
2. 委任者は所定の用紙に必要事項を記入捺印し、幹事会の開催前に事務局長に提出しなければならない。

第17条（採決・その他）

幹事会における発言並びに採決の方法、その他議事の運営は総会に準ずる。

第 4 章 附 則

第18条（改 正）

この規程は代議員の直接無記名投票による過半数の決議がなければ改正できない。

第19条（施 行）

この規程は平成15年6月7日から施行する。

事 務 規 程

1. 連合会出張旅費は次の通りとする。

宿 泊（一泊）	12,000円
---------	---------

日 当（一日）	3,000円
---------	--------

但し、宿泊については、幹事会・連合会内外の研修は実費とする。

また、海外出張の場合は別途内規に準ずるものとする。

2. この規程の変更は幹事会の決議により変更できる。

3. この規程は平成14年6月2日より実施する。

平成15年3月20日一部改定

平成16年3月29日一部改定

全中北労働組合連合会慶弔規程

第 1 条（慶弔金）

この機関は連合会規約第 6 条により次の各号の一に該当するときは、各々所定の金額を支出する。

1. 結婚するとき 10,000 円

（再婚及び資格喪失後 6 ヶ月以内の結婚も含む）

2. 子女が出生したとき 5,000 円

3. 病気又は負傷したとき 3,000 円

（但し、入院治療又は 1 ヶ月以上欠勤治療を要する者に限る）

病状及び療養期間に応じ幹事会の協議の上、割増又は重ねて支給することがある。（再入院を除く）

上限 6,000 円

4. 本人死亡のとき 30,000 円

配偶者死亡のとき 10,000 円

父母（実・養・継・義）死亡のとき 10,000 円

子女死亡の時 5,000 円

その他同居の家族死亡のとき 3,000 円

（供花・弔電については別に定める）

5. 災害、その他慰問の必要があると認められた場合はその都度幹事会にて協議の上決定する。

第 2 条（申 請）

前第 1 条に該当する場合は所定の用紙に所定事項記入の上、加盟組合を通じて連合会本部に提出する。

第 3 条（改 正）

この規程は幹事会の過半数により改正することができる。

第 4 条（施 行）

この規程は平成 13 年 6 月 2 日から施行する。

平成 16 年 3 月 29 日一部改定

全中北労働組合連合会福祉一斉積立規程

第 1 条 (総 則)

全中北労働組合連合会（以下連合会）は連合会規約第6条の目的を達成するために、この規程を定める。会員はすべてこの規程にしたがって積立を実施する。

第 2 条 (目 的)

この積立は会員福祉を目的とする。

第 3 条 (積立方法)

1. この積立は会員全員が実施し、死亡、退職その他の理由により組合員資格を喪失したときに終了する。
2. 積立の額は組合員各自月額1,500円とし、毎月の賃金から差し引いて徴収する。但し、その内500円を連合会共済へ拠出する。

第 4 条 (積立金の保管)

1. 徴収された積立金は連合会にて一括して東海労働金庫へ預け入れる。
2. 預け入れた積立金は東海労働金庫が発行する連合会の通帳により一括し連合会が保管する。
3. この預金取引に使用する印鑑は共済会印とする。

第 5 条 (個人別明細)

会員各人の積立状況及び積立額はこれを「個人別払込明細表」により明らかにして連合会にて保管する。

第 6 条 (管 理)

1. この積立金の管理は幹事会が行なう。
2. 「個人別払込管理表」は連合会本部において保管し、会員より閲覧請求があった時は、いつでもこれを提示しなければならない。

第 7 条 (払い戻し)

この積立金の払戻しは、次の各号に規定する場合の他は行なわない。

1. 連合会機関において協議したとき。
2. 死亡、退職、その他の理由により会員資格を喪失したとき。
3. 加盟組合が解散したとき
4. 非組合員が上記以外の理由にて退会を希望する場合は、連合会総会の開催告示日から総会前日までに、会長宛に退会申請書を提出し、受理された場合は退会を認める。
但し、幹事会にて承認を得た場合はこの限りではない。

第 8 条 (利 息)

積立金の利息は連合会共済制度にて活用し、会員の相互福祉の向上をはかる。

第 9 条 (積立金の運用)

連合会機関の決定により、これを預金担保として東海労働金庫から生活資金の借入れをすることができる。

第10条 (監 査)

この積立金の監査は年1回以上連合会監査が行い、その結果を連合会総会にて報告しなければならない。

第11条（規程の改廃）

この規程の改廃は連合会総会の承認を得なければならない。

第12条（施行）

この規程は平成13年6月2日より施行する。

平成15年6月7日一部改定

平成19年6月3日一部改定

全中北労働組合連合会共済制度規程

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

全中北労働組合連合会共済制度とする。

第 2 条 (所在地)

全中北労働組合連合会（以下連合会）本部に置く。

名古屋市中区丸の内3丁目4番24号

第 3 条 (目 的)

この規程は労金一斉積立者の病気、災害、不慮の事故等の際し、その救済を目的とする。

第 4 条 (運用範囲)

労金一斉積立者とする。

第 5 条 (加入資格)

加盟組合員全員と非組合員の希望者とする。

但し、役員、嘱託、パート、契約社員、アルバイト等は除く。

第 6 条 (加入時期)

労金一斉積立の開始日とする。

第 2 章 給 付

第 7 条 (給付の種類)

この規程による給付は次の通りとする。

1. 本人死亡
2. 遺族年金
3. 長期療養
4. 火災、天災
5. 特別貸し付け
6. 不妊治療

第 8 条 (本人死亡)

労金一斉積立者本人死亡の時は、遺族に30万円の給付をする。

第 9 条 (遺児年金)

1. 遺児1人につき月額5,000円を3年間とし、一括にて給付する。
2. 高等学校卒業時で打ち切りとする。

第10条 (長期療養)

1. 健康保険給付への切り替え時より、基準内賃金の最高30%を給付する。
2. 会社規定の退職をもって打ち切る。

第11条（火災・天災）

火災、天災被害者への給付は次の通りとする。なお、給付金額については被害状況及び補修代金に応じ幹事会の上決定する。

- | | |
|------------|------------------|
| 1. 火災 半焼以上 | 100,000円 |
| 二分焼以上 | 50,000円～100,000円 |
| 小火災 | 5,000円～50,000円 |
| 2. 天災 半壊以上 | 100,000円 |
| 二分壊、床上浸水 | 50,000円～100,000円 |
| 小天災 | 5,000円～50,000円 |

＊但し、本人が住む住居に限る。

第12条（特別貸し付け）

1. 本人、家族が病気療養にて資金入用の場合、50万円を限度として無利息にて貸付を行なう。
2. 返済は6ヶ月間据え置きとし、その後3年以内をもって返済を行なうものとする。
3. この申請書には医療機関等の請求書、領収書等を添付しなければならない。

第13条（不妊治療）

1. 不妊治療を行う際に※1回の治療期間につき5万円の給付を行なう。
2. 不妊治療連絡カード（写し）の提出と「こうのとりのサポート申請」を申請すること。

※1回の治療期間とは、妊娠の確認または医師の判断によりやむを得ず治療を中止するまでの期間

第 3 章 抛 出

第14条（基 金）

1. 労金一斉積立の利息と抛出金他をもって共済基金とする。
2. 抛出金は、毎月500円と賞与時1,000円とする。

第 4 章 制度の運営

第15条（運 営）

連合会幹事会にてこの制度の運営にあたる。

第16条（事 務）

連合会本部が事務を取り扱う。

第 5 章 規程の改正

第17条（基金の余有）

この規程は金融、経済情勢の変化、基金の余有により改正することがある。

第18条（規程の改正）

この規程は連合会幹事会において幹事の過半数をもって改正することができる。

第19条（規程の運用）

この規程の範囲、細部についての運用は、連合会幹事会の決定により行なうことができる。

第 6 章 雑 則

第 20 条（会計報告）

会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとし、決算報告はその年度内の会計について会計監査を受け全員に公表しなければならない。

第 21 条（施 行）

この規程は平成 13 年 6 月 2 日から施行する。

平成 15 年 6 月 7 日一部改定

平成 19 年 6 月 3 日一部改定

令和 2 年 7 月 4 日一部改定

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 8 月 1 日一部改正